

第十六号様式(型式認定番号標)(第六十二条の三関係)

軽自動車	
国土交通省型式認定番号	
車名及び型式	

←40(60)→

15(20)

備考

(1) 型式認定番号標は、金属製とし、図示の例によること。

(2) 寸法の単位は、「ミリメートル」とする。この場合において、かつこ内に示す寸法は、小型特殊自動車に表示する場合の寸法とする。